



誰もが住んでみたい村に  
農業農村整備

令和3年度

玉名横島海岸保全事業  
現場技術（その2）業務

# 積 算 書

（当初）

九州農政局  
玉名横島海岸保全事業所





















事業名	玉名横島海岸保全事業
業務名	現場技術 (その2) 業務

業務別業務名:現場技術 (その2) 業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単- 1号 ***					
S02116	ガソリン ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド,,		L		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	1)資材区分 2)地域資材単価コード (P) 3)地区資材単価コード (J) 4)施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P34001		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	1.000	L	123	123	
	合計				123	算出数量 1.000 各単位
	単価				123	
	*** S単- 2号 ***					
S16001	ライトバン[二輪駆動] ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L		日		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	1)機械コード<単位が時間のみ> 2)機械コード (同上) 3)単価算出区分 4)運転1日当たり運転時間(T) 5)運転日に対する供用日の割合(YC) 6)単価計上区分 7)岩石補正区分 10)燃料消費量(入力の場合) 11)消耗部品の計上の有無 13)消耗部品費の適用条件(2) 14)名称(消耗部品) 15)規格(消耗部品)	M28121 M28121 運転1日当たり算出 0.4時間 1.19 機械損料等のみ 岩石補正なし 0.0 消耗部品を計上しない 消耗部品なし - -		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
M28121	ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,210	1,210	
	合計				1,210	算出数量 1.000 各単位
	単価		各単位		1,210	
Y00001	単位					
	*** S単- 3号 ***					
S63010	打合せ (現場技術業務) 打合せ (設計業務基準日額) 一般工種,中間,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.25日		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	1)設計工種 2)打合せ 3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数 5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数 7)打合せ日数 8)往復移動日数	一般工種 中間 0.00人 1.00人 0.00人 0.00人 0.250日 0.250日		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04004	技師 (A)	0.500	人	48,700	24,350	
	合計				24,350	算出数量 1.000 回
	単価		回		24,350	
	*** S単- 4号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費) 打合せ (設計旅費・交通費) 一般工種,中間,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,2時間,L<100km (100km未満)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	1)設計工種 2)打合せ内容 3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員 7)打合せ日数 8)往復移動日数 9)宿泊区分 12)交通機関区分	一般工種 中間 0人 1人 0人 0人 0.25日 0.25日 通勤により打合せ ライトバン		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	

事業名	玉名横島海岸保全事業
業務名	現場技術 (その2) 業務

業務別業務名:現場技術 (その2) 業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	13) 高速道路往復料金 (税別)	0円				
	14) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	15) バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	16) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	17) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	18) ライトバン使用日数	1日				
	19) 時間区分	2時間				
	20) 往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)				
M28121	ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,520	1,520	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.200	L	123	640	
	合計				2,160	算出数量 1.000 回
	単価		回		2,160	
	*** S単-5号 ***					
S66001	現場技術 (現場技術員の直接人件費)		月		1.000 月	歩A 当たり算出
	現場技術 (現場技術員の直接人件費) 現場技術員(C), 1人, 0.0時間			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 技術者の区分 2) 現場技術員数	現場技術員(C) 1人		豪雪補正: なし 基本給時間: 8.0	亜熱帯補正: なし 超勤時間: 0.0	
	3) 月当たり超過勤務時間 (時間外)	0.0時間		深夜時間: 0.0		
R04007	技術員	19.500	人	27,900	544,050	
	合計				544,050	算出数量 1.000 月
	単価		月		544,050	



令和3年度玉名横島海岸保全事業  
現場技術（その2）業務

特別仕様書

九州農政局玉名横島海岸保全事業所

(適用範囲)

第1条 令和3年度玉名横島海岸保全事業現場技術(その2)業務の施行にあたっては、農林水産省九州農政局制定「現場技術業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第2条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第3条 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(農業―農業土木、農業農村工学)、農業部門(農業土木、農業農村工学))、農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、シビルコンサルティングマネージャー(農業土木)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年(短大卒18年、高卒23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第4条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のとおりとする。

技術者区分	資格
現場技術員(C)	2級土木施工管理技士の資格を有する者

(配置技術者の確認)

第5条 共通仕様書第4条における業務組織表の作成及び共通仕様書第9条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1)受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当分野業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2)農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険の加入)

第6条 受注者は、共通仕様書第12条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務の概要)

第7条

1 本業務における共通仕様書第14条から第23条に適用する工事の概要は以下のとおりとする。

工 事 名	工 事 場 所	工 期	工 種・工事概要予定	備 考
令和2年度玉名横島海岸保全事業 堤防裏法面被覆工(横島漁港工区-2)工事	熊本県玉名市横島町共栄地内	R3.3~R3.10	扶壁工 L=100m、盛土工 V=1,500 m <sup>3</sup> 堤防裏法面被覆工 A=1,500 m <sup>2</sup> 堤防表法面被覆工 A=1,000 m <sup>2</sup> 堤防舗装工 A=1,000 m <sup>2</sup>	
令和2年度玉名横島海岸保全事業 堤防裏法面被覆工(横島漁港工区-3)工事	熊本県玉名市横島町共栄地内	R3.2~R3.10	盛土工 V=1,000 m <sup>3</sup> 堤防裏法面被覆工 A=2,000 m <sup>2</sup> 堤防舗装工 A=1,500 m <sup>2</sup> 堤防表法面被覆工 A=1,000 m <sup>2</sup>	
令和2年度玉名横島海岸保全事業 堤防裏法面被覆工(横島漁港工区他)工事	熊本県玉名市横島町共栄地内及び地先	R3.2~R3.11	波返工 L=400m、裏法面被覆工 A=2,500 m <sup>2</sup> 舗装工 A=1,000 m <sup>2</sup> 堤防表法面被覆工 A=300 m <sup>2</sup> 海側斜路工 1式	
令和2年度玉名横島海岸保全事業 波返工(菊池工区2-2)工事	熊本県玉名市横島町共栄地内及び地先	R3.3~R3.11	波返工 L=70m、盛土工 V=720 m <sup>3</sup> 堤防舗装工 A=2,000 m <sup>2</sup> 堤防裏法面被覆工 A=1,200 m <sup>2</sup> 海側斜路工 1式	
令和2年度玉名横島海岸保全事業 波返工(大豊工区-2)工事	熊本県玉名市横島町横島地内及び地先	R3.3~R3.12	波返工 L=260m、堤防裏法面被覆工 A=1,650 m <sup>2</sup> 堤防舗装工 A=2,100 m <sup>2</sup> 、捨石工 V=380 m <sup>3</sup> 堤防付帯工 1式	
令和2年度玉名横島海岸保全事業 【仮称】堤防裏法面被覆工(菊池工区1-7)工事	熊本県玉名市大浜町地内	R3.4~R3.11	波返工 L=150m、堤防裏法面被覆工 A=2,600 m <sup>2</sup> 堤防舗装工 A=3,000 m <sup>2</sup>	
令和2年度玉名横島海岸保全事業 【仮称】陸開ゲート製作据付(横島漁港工区他)工事	熊本県玉名市横島町共栄地内及び横島地内	R3.4~R3.11	陸開ゲート 3箇所	
その他令和2年度予算にて実施する工事		令和3年度下半期に発注予定		4件程度を想定

(履行期間)

第8条 履行期間は358日間とする。

(業務内容)

第9条 業務内容等については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

契約書第8条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行う。

なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会の上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第5条に定める業務履行状況を報告しなければならない。



(2) 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。

1) 工事の設計図書に関する業務

- ・工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

2) 監督に関する業務

- ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
- ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務
- ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務

3) 関係機関との協議に関する業務

- ・基礎的資料の作成に関する業務

4) 事業実施に関する業務

- ・基礎的資料の作成に関する業務

(業務場所)

第10条 業務場所は、玉名横島海岸保全事業所内及び当該事業実施地域内を予定している。

なお、詳細については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(成果物)

第11条 成果物の提出は次のとおりとする。

(1) 業務実施報告書 1式

(2) 共通仕様書第11条から第23条の規定により実施した業務において作成した資料 1式

(3) その他必要な資料 1式

(4) 成果品の提出にあたっては、月毎に、CD-Rまたは、DVD-Rに格納しウイルスチェックを行ったものを提出する。

また、提出するデータはオリジナルデータ及びDocuWorks データまたはPDF 文書についても併せ提出するものとしCAD データについては、『電子化図面データの作成要領（案）』に準拠する。

(その他留意事項)

第12条

(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

(2) 本業務において使用する器具及び計器類については、受注者において用意するものとする。

なお、使用する測量器具及び機器類については校正証明を提出し監督職員の承諾を得たものに限る。

(3) 業務履行にパソコン及びプリンタ等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については、下記に示す監督職員が利用する機能と同程度以上（データ共有が可能なもの）とする。

また、ウイルス対策として最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

また、業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。

項 目	機 能（バージョン）
パソコンのOS	Windows 10
ワープロ	Microsoft Office Word2013

表計算	Microsoft Office Excel2013
CAD	al-nil CAD2020
ウイルス対策ソフト	トレンドマイクロウイルスバスター

(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別紙使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(5) 前項により庁舎を使用する場合には、受注者は、本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(定めなき事項)

第13条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【記載例】

年 月 日

総括監督職員

受注者 住 所  
会社名  
管理技術者

### 使 用 貸 借 申 請 書

業 務 名 : \_\_\_\_\_

上記業務について、下記の物品等の借用を申請します。

#### 記

- 借用期間：（自）令和 年 月 日  
（至）令和 年 月 日
- 引渡場所：九州農政局 玉名横島海岸保全事業所内
- 借用物品名

品 名	数 量	備 考

- 発注者と受注者との確認事項  
借用物品の状態と数量

以上